

2020年 3月

法人インターネットバンキング
ご利用のお客さま各位

青木信用金庫

法人インターネットバンキング利用規定および ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）の 一部改訂のお知らせ

いつも青木信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2020年4月1日より、『法人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）』の一部を以下のとおり改訂しますのでお知らせいたします。

○主な改正点

- ① 2020年4月の民法改正に伴う記載の見直し
- ② 前回改訂時から約4年が経過しており、内容の最新化を目的とした全面見直し

○新旧対照表

・法人インターネットバンキング利用規定

新	旧
<p>第1条 <u>しんきん</u>法人インターネットバンキングの申込</p> <p>1. <u>しんきん</u>法人インターネットバンキングとは</p> <p><u>しんきん</u>法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変更する場合があります。かかる追加または変</p>	<p>第1条 法人インターネットバンキングの申込</p> <p>1. 法人インターネットバンキングとは</p> <p>法人インターネットバンキング（以下「本サービス」といいます。）とは、パーソナルコンピュータなどの機器（以下「端末」といいます。）を用いたご契約者（以下「ご契約先」といいます。）からの依頼に基づき、資金移動、口座情報の照会、総合振込、給与振込、賞与振込、預金口座振替等、税金・各種料金払込み等の各データの伝送、その他当金庫所定の取引を行うサービスをいいます。</p> <p>ただし、当金庫は、その裁量により、本サービスの対象となる取引および内容を、ご契約先に事前に通知することなく追加または変</p>

新	旧
<p>更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 利用資格者 (1) ～ (3) 省略 <u>(4) 削除</u></p> <p><u>(4)</u> 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者となります。</p> <p>4. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとします。</p> <p><u>5.</u> 省略</p> <p><u>6.</u> 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、<u>本サービスの対象とな</u></p>	<p>更により、万一ご契約先に損害が生じた場合にも、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。</p> <p>2. 省略</p> <p>3. 利用資格者 (1) ～ (3) 省略 (4) 管理者は、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更があった場合、当金庫所定の手続きにより速やかに届け出るものとします。当金庫は、当金庫内での変更登録処理が完了するまでの間、利用者の追加登録・削除または利用者の登録内容に変更がないものとして処理することができるものとし、万一これによってご契約先に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(5) 本サービスの利用資格者は、管理者および利用者となります。</p> <p>(新規追加)</p> <p>4. 省略</p> <p>5. 本サービスの取扱時間 本サービスの取扱時間は、当金庫所定の時間内とします。 ただし、当金庫は、取扱時間をご契約先に事前に通知することなく変更する場合があります。 また、取扱時間は、取引により異なる場合</p>

新	旧
<p><u>る取引により異なる場合があります。</u></p> <p>7. <u>省略</u></p> <p>8. <u>省略</u></p>	<p>があります。</p> <p>6. <u>省略</u></p> <p>7. <u>省略</u></p>
<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段</p> <p><u>(1)お客様が本サービスを利用するに際して、</u> <u>当金庫は、端末から通知されるお客様の次の各号に定める番号等（以下「番号等」といいます）と当金庫に登録されている番号等との一致を確認することにより、お客様の本人確認を行うものとし、本サービスの本人確認に使用する番号等の組合せは、本サービスの対象となる取引の内容に応じて当金庫所定のものとし、</u></p> <p>①<u>管理者向け番号等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電子証明書</u> ・ <u>契約者 I D（利用者番号）</u> ・ <u>確認用（ワンタイム）パスワード</u> ・ <u>ご契約先登録用暗証番号</u> ・ <u>ご契約先暗証番号</u> ・ <u>ご契約先確認暗証番号</u> <p>②<u>利用者向け番号等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>電子証明書</u> ・ <u>契約者 I D（利用者番号）</u> ・ <u>利用者 I D</u> ・ <u>利用者暗証番号</u> ・ <u>利用者確認暗証番号（または、利用者ワンタイムパスワード）</u> <p><u>(2) 当金庫は、次の方法により、ご契約先の確認を行うものとし、</u> <u>電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます）</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>第2条 本人確認</p> <p>1. 本人確認の手段 （新規追加）</p> <p>当金庫は、次のいずれかの方法により、ご契約先の確認を行うものとし、</p> <p>(1) <u>電子証明書および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式（以下「電子証明書方式」といいます。）</u></p> <p>(2) <u>契約者 I D（利用者番号）および各種暗証番号によりご契約先の確認を行う方式</u></p>

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p>2. 電子証明書の発行</p> <p>電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. ～4. 省略</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。</p> <p>電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号、確認用（ワンタイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番</p>	<p>(以下「ID・パスワード方式」といいます。)</p> <p>2. 電子証明書の発行</p> <p>(1) 電子証明書は、当金庫所定の方法により、電子証明書方式を申込んだご契約先の管理者および利用者に対して（利用者に対しては管理者を通して）発行します。</p> <p>(2) 同一のご契約先において、電子証明書方式とID・パスワード方式の併用はできません。</p> <p>3. ～4. 省略</p> <p>5. 本人確認手続き</p> <p>(1) 本サービスにおける管理者の本人確認方法は、次に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、管理者が端末にて提示または入力した電子証明書、ご契約先暗証番号、確認用（ワンタイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>②ID・パスワード方式においては、管理者が端末にて入力した利用者番号、ご契約先暗証番号、確認用（ワンタイム）パスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(2) 第4項によりすでに利用者ID、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等の登録（電子証明書方式の場合は端末への電子証明書のインストールを含む）が完了した利用者の取引時における本人確認方法および依頼内容の確認方法は、以下に定めるとおりとします。</p> <p>①電子証明書方式においては、利用者自身が端末にて提示または入力した電子証明書、利用者暗証番号、利用者確認暗証番</p>

新	旧
<p>号、利用者ワンタイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>6.～9. 省略</p>	<p>号、利用者ワンタイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>② I D・パスワード方式においては、利用者自身が端末にて入力した利用者 I D、利用者暗証番号、利用者確認暗証番号、利用者ワンタイムパスワード等と当金庫に登録されている各内容の一致により確認します。</p> <p>(3)～(4) 省略</p> <p>6.～9. 省略</p>
<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届出</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p><u>(6) 前各号に基づく届出または変更に係るサービス利用口座について、当金庫所定の方法によりお客様本人の口座に相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらにつき偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害について、当金庫は責任を負いません。</u></p> <p>2.～3. 省略</p>	<p>第3条 取引の依頼</p> <p>1. サービス利用口座の届け出</p> <p>(1)～(5) 省略</p> <p>(新規追加)</p> <p>2.～3. 省略</p>
<p>第4条 資金移動取引</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1)本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます）からご契約先の指定する金額を引き落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。<u>日本国</u></p>	<p>第4条 資金移動</p> <p>1. 取引の内容</p> <p>(1)本サービスによる資金移動取引の内容は、ご契約先からの端末による依頼に基づき、ご契約先の指定した日（以下「指定日」といいます。）に、ご契約先の指定するサービス利用口座（以下「支払指定口座」といいます。）からご契約先の指定する金額を引落としのうえ、ご契約先の指定する当金庫本支店または当金庫以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引をいいます。</p>

新	旧
<p><u>外の金融機関に開設された預金口座への振込はできません。</u></p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引き落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます）を指定日とします。</p> <p><u>なお、依頼日が指定日となる場合、当金庫は取引の依頼内容の確定時点で即時に振込・振替を行います。入金指定口座が存在する金融機関によっては、当該金融機関所定の時限を過ぎている、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるなどの理由により、即時の振込・振替ができない場合があります。</u></p> <p>3. ～4. 省略</p>	<p>(新規追加)</p> <p>なお、振込の受付にあたっては、当金庫所定の振込手数料および消費税をいただきます。</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容に従い、支払指定口座から振込金額と振込手数料および消費税の合計金額または振替金額を引落としのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続きをします。</p> <p>なお、支払指定口座からの引落しは、取引依頼が確定した時点で行います。</p> <p>(4) ～ (6) 省略</p> <p>2. 指定日</p> <p>振込・振替依頼の発信は、原則としてご契約先が指定された指定日に実施し、指定がない場合には、依頼の発信日（以下「依頼日」といいます。）を指定日とします。</p> <p>ただし、依頼日が指定日となる場合で、取引の依頼内容の確定時点で当金庫所定の時限を過ぎているとき、または依頼日が金融機関窓口休業日にあたるときは、当金庫所定の方法により取扱います。</p> <p>3. ～4. 省略</p>
<p>第13条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p><u>本契約は、当事者の一方の都合で、いつでも解約することができます。</u></p> <p>なお、ご契約先からの解約の通知は、当金</p>	<p>第13条 解約等</p> <p>1. 都合解約</p> <p>本サービスの契約（以下「本契約」といいます。）は、当事者の一方の都合で、書面による通知によりいつでも解約することができます。</p> <p>なお、ご契約先からの解約の通知は、当金</p>

新	旧
<p>庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. ～3. 省略</p> <p>4. サービスの強制解約 省略</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) お客様カードが不着等で返戻された場合</p> <p>(5) 住所変更等の届出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。</p> <p>(6) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。</p> <p>(7) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。</p> <p>(8) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(9) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(10) 本サービスがマネー・ローンダリングやテロ資金供与等に使用されているおそれがあると当金庫が判断したとき。</p> <p>(11) 本サービスを継続する上で支障があると当金庫が判断したとき。</p> <p>5. 省略</p>	<p>庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の方法によるものとします。</p> <p>2. ～3. 省略</p> <p>4. サービスの強制解約 省略</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(新規追加)</p> <p>(4) 住所変更等の届け出を怠るなどにより、当金庫においてご契約先の所在が不明となった場合。</p> <p>(5) 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続き開始の申し立てがあったとき。</p> <p>(6) 事業の全部または一部を譲渡したとき、または会社分割、合併もしくは解散の決議があったとき。</p> <p>(7) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。</p> <p>(8) 各種暗証番号および電子証明書の不正使用があったとき、または本サービスを不正利用したとき。</p> <p>(新規追加)</p> <p>(新規追加)</p> <p>5. 省略</p>
<p>第16条 規定の変更等</p> <p><u>当金庫は、本規定の内容を、任意に変更できるものとします。変更内容は、当金庫ホームページでの表示、店頭での表示その他相当の当金庫所定の方法で公表するものとし、当金庫は、公表の際に定める相当の期間を経過した日以降は、変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u></p>	<p>第16条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとします。</p> <p>変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</p>

新	旧
なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。	なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切責任を負いません。
以上 2020年4月1日現在	以上 平成27年10月1日現在

○新旧対照表

・ワンタイムパスワードサービス利用追加規定（法人）

新	旧
<p>第3条 利用申込及び利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が<u>必要となります</u>。当金庫が採用するソフトウェアトークンは、当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式をいい、ご契約先はアプリをスマートフォン等の当金庫所定の端末（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込及び利用開始 <u>ご契約先の管理者が、あらかじめ端末にアプリをダウンロードのうえ、当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力して、本サービスの利用開始を依頼します。当金庫は、入力された「トークンID」および「ワンタイムパスワード」が当金庫の保有するものと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなします。</u></p> <p>3. 契約の成立 本サービスの利用に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）</p>	<p>第3条 利用申込および利用開始</p> <p>1. ワンタイムパスワード生成・表示装置 本サービスを利用するためには、ワンタイムパスワードを生成・表示する機能・装置（以下「トークン」といいます。）が必要となりますが、当金庫が採用するソフトウェアトークンは、当金庫が指定する生成アプリケーション（以下「アプリ」といいます。）を利用する方式で、ご契約先はアプリをスマートフォン（以下「端末」といいます。）にダウンロードし、所定の方法によりワンタイムパスワードを表示させ使用します。</p> <p>2. 利用申込および利用開始 端末にアプリをダウンロードし、ご契約先の管理者が、当金庫所定の方法でアプリに表示される「トークンID」および「ワンタイムパスワード」を入力し、これらが当金庫の保有するトークンIDおよびワンタイムパスワードと各々一致した場合には、当金庫はご契約先からの利用開始の依頼とみなし、本サービスの利用が可能となります。</p> <p>（新規追加）</p>

新	旧
<p>は、前項の定めによる当金庫所定のお客様の 手続きに基づき、当金庫が当該手続きを適 当と判断して承諾した場合に成立し、ご契約先 において本サービスの利用が可能となりま す。</p>	
<p>第6条 トークンの紛失及び盗難 1. 省略</p> <p>2. <u>前項</u>の場合、ご契約先は、再発行の依頼を 当金庫所定の方法により行うことができま す。ご契約先にあらたにアプリをダウンロ ードしていただくことでトークンを再発行いた します。</p> <p>3. <u>前項</u>によりトークンの再発行を行った場合 には、ご契約先は第3条の利用開始手続きを 行うものとします。</p>	<p>第6条 トークンの紛失および盗難 1. 省略</p> <p>2. 前記1. の場合、ご契約先は、再発行の依 頼を当金庫所定の方法により行うことができ ます。なお、ご契約先はあらたにアプリをダ ウンロードしていただくことでトークンを再 発行いたします。</p> <p>3. 前記2. によりトークンの再発行を行った 場合には、ご契約先は第3条の利用開始手続 きを行うものとします。</p>
<p>(削除)</p>	<p>第7条 利用料</p> <p>1. 本サービスの利用にあたっては、当金庫所 定のワンタイムパスワードサービス利用料 (消費税を含みます。以下「本サービス利用 料」といいます。)をいただく場合があります。 この場合、当金庫は本サービス利用料を 申込代表口座から、当金庫所定の日に自動的 に引落します。</p> <p>2. 本サービス利用料をいただく場合は、ご契 約先の利用開始手続きの実施完了をもって、 当金庫所定の月から発生するものとします。 また、当金庫が一旦引落した本サービス利用 料については、本サービスの解約その他事由 のいかんを問わず、返却しないものとします。</p> <p>3. 当金庫は本サービス利用料をご契約先に事 前に通知することなく変更する場合があります。</p>

新	旧
<p>第7条 免責事項等 省略</p>	<p>第8条 免責事項等 省略</p>
<p>第8条 本サービスの解約等</p> <p>1. 省略</p> <p>2. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。</p> <p>(削除)</p> <p>3. <u>前項にかかわらずご契約先が相当期間、当金庫との取引約定に違反した状態が解消されない場合、当金庫は本サービスに係る契約を解約することができます。</u></p> <p>4. <u>第1項から第3項までの解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受け付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うもの</u>とします。</p>	<p>第9条 本サービスの解約等</p> <p>1. 省略</p> <p>2. <u>ご契約先が当金庫に支払うべき本サービス利用料を支払わなかった場合、ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、ご契約先に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。</u>なお、当該事由が消滅した場合は、当金庫は、本サービスの利用停止を解除できます。</p> <p>3. 前記2. <u>にかかわらずご契約先が相当期間、本サービス利用料を支払わない状態が続いた場合、当金庫は本サービスの契約を解約することができます。</u>この場合、解約の効力は、本サービスに関してのみ生じるものとします。</p> <p>4. ご契約先が当金庫との取引約定に違反した場合等、当金庫がサービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫は、本サービスの利用を停止することができるものとします。</p> <p>5. 前記1. から4. の解約、利用停止時点で当金庫が既に取引の依頼を受付けている場合、当金庫は本利用規定および関係法令に従い、当該取引については、手続を行うものとします。</p>
<p>第9条 譲渡・質入等の禁止等 省略</p>	<p>第10条 譲渡・質入の禁止 省略</p>
<p>第10条 規定等の適用 省略</p>	<p>第11条 規定等の準用 省略</p>

新	旧
<p>第11条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、<u>任意に変更できるもの</u>とします。<u>この場合には、変更内容および変更の効力発生日をあらかじめ店頭表示その他相当の方法で公表するものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。</u>なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>	<p>第12条 規定の変更等</p> <p>当金庫は、本規定の内容を、ご契約先に事前に通知することなく店頭表示その他相当の方法で公表することにより任意に変更できるものとし、変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。なお、当金庫の責めによる場合を除き当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は一切、責任を負いません。</p>
<p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">2020年4月1日現在</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p> <p style="text-align: center;">平成28年4月1日現在</p>

○改正後の『法人インターネットバンキング利用規定』および『ワンタイムパスワードサービス利用追加規定』全文については、法人インターネットバンキングページに掲載しております。

○今後につきましては利用規定等小冊子の交付を終了し、インターネット上での掲示とさせていただきます。詳しくは当金庫ホームページの「インターネットバンキング利用規定等小冊子の交付終了のお知らせ」をご覧ください。

以 上

(2020年4月1日現在)